

第14回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料2
平成20年10月14日	

保育サービスの質について (2)

(認可外保育施設の質の向上)

「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

包括性・体系的性、普遍性、連続性の実現

《保育サービスの提供の新しい仕組み (公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム)》

- ・ 保育サービスの必要性の判断基準 (「保育に欠ける」要件の見直し)
- ・ 契約などの利用方式のあり方
- ・ 市町村等の適切な関与の仕組み (保育の必要度が高い子どもの利用確保等)
- ・ 情報公表や第三者評価の仕組み
- ・ 地域の保育機能の維持向上

(※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場)

《放課後児童対策の仕組み》

《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の

- ・ 量的拡充
- ・ 質の維持・向上
- ・ 財源のあり方

多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性

質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障
《保育サービスの「質」の維持・向上》

- ・ 保育の役割拡大に応じた検討
- ・ 認可保育所を基本としつつ認可外も含めた全体の質の向上

質の向上に向けた
取組の促進方策

社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担

- ・ 地方負担のあり方 (不適切な地域格差が生じない)
- ・ 事業主負担 (給付・サービスの目的等を考慮)
- ・ 利用者負担のあり方 (低所得者に配慮)

特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

働き方の見直しの必要性

認可外保育施設に関する現行制度

(認可外保育施設の類型)

- 認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設全般をさしており、以下のような類型に区分することがある。
 - (1) 事業所内保育施設 (ex: 院内保育施設等)
 - (2) ベビーホテル (※①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③利用児童の半数以上が一時的利用、のいずれかに該当する施設)
 - (3) その他

- こうした認可外保育施設の中には、自治体独自の基準による補助を受けている施設もある。
(ex: 東京都認証保育所や横浜保育室等のいわゆる「自治体単独保育室」)

- また、認定こども園の中には、保育所部分について認可を受けていない類型(幼稚園型又は地方裁量型)があり、これらの保育所部分についても、認可外保育施設の一類型である。

(認可基準・定員規模)

- 現行制度においては、認可保育所に対して児童福祉施設最低基準の遵守を求めており、同基準を満たさなければ、認可は行われぬ。(※児童福祉施設最低基準 → P4)
 - ※ 一方で、保育所認可には、都道府県知事の裁量が比較的広く認められており、必要な客観基準を満たす場合であっても、認可されないことはあり得る。(→※第13回(10/6)の課題)

- また、認可保育所の定員規模は、60人以上を原則。都市部の要保育児童が多い地区で低年齢時を一定割合以上受け入れる場合や、過疎地域など一定の要件を満たす場合に、例外的に20人まで定員規模を引き下げ。

(認可外保育施設に対する指導監督)

- 認可外保育施設に対しても、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており(※)、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(※認可外保育施設指導監督基準 → P4)
※事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

(認可外保育施設に対する財政措置)

- 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。(※認可保育所への移行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度 → P5)

(参考)

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

項目	児童福祉施設最低基準(保育所)	認可外保育施設指導監督基準
職 員	<ul style="list-style-type: none"> 副園長 (児童) : (保育士) 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 保育士のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる保育時間(1時間)については、最低基準に規定する数以上、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要 保育者の3分の1以上が保育士又は看護婦資格が必要
設 備	<ul style="list-style-type: none"> ○2歳未満 <ul style="list-style-type: none"> 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 区務室、調理室、便所 ○2歳以上 <ul style="list-style-type: none"> 保育室又は洗車室 1.98㎡/人 屋外遊戯場 3.3㎡/人 調理室、便所 	<ul style="list-style-type: none"> 保育室 1.65㎡/人 調理室、便所
非常災害に対する処置	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施
保育室等を2階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止装置 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物又は準耐火建築物 ・ 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物 ・ 屋外階段、特別避難階段等による3方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必需) ・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) ・ 非常警報器具 ・ カーテン等の防火処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止設備 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物又は準耐火建築物 ・ 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物 ・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必需) ・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) ・ 非常警報器具 ・ カーテン等の防火処理
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝 ・ 保護者との連絡 ○給食 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な栄養成分を含む ・ 献立の作成 ○健康診断の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 保育所保育指針に準じる。

(注) 認可外保育施設指導監督基準は、劣質な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

(参考)

認可外保育施設の認可化移行支援に係る補助制度

○ 認可化移行促進事業 (19年度予算額 20 百万円 → 20 年度予算案 13 百万円) (20 年度)

・ 移行促進事業 20 か所 @ 200 万円 補助率 1/3

〔一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。平成 17 年度より環境改善事業は保育環境改善事業へ統合。〕

○ 認可外保育施設の衛生・安全対策

(19 年度予算額 23 百万円 → 20 年度予算案 23 百万円)

〔認可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。平成 19 年度より放課後児童等衛生事業からの認可外保育施設分を分離予定。〕

○ 保育所体験特別事業 (19 年度予算額 300 百万円 → 20 年度予算案 300 百万円)

(19 年度) (20 年度)

900 事業 → 900 事業 補助率 1/3

〔ベビーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への相談、助言などを実施。〕

○ 保育従事者研修事業 (19 年度予算額 53 百万円 → 20 年度予算案 49 百万円)

(19 年度) (20 年度)

開催回数 98 回 → 99 回

補助率 定額

〔認可外保育施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。〕

(参考)

事業所内保育施設に係る助成制度について

平成20年度

平成21年度(予算要求中)

利用者は、原則として、その雇用する労働者

事業所外利用者がいる場合、事業所の雇用労働者の利用者数を上回らないこと。

利用者要件の緩和を検討。

・設置費

対象費用: 建築費等

助成限度額: 2,300万円

助成率: 大企業1/2 中小企業2/3

・増築費

対象費用: 増築費等

助成限度額:

増築 1,150万円 建替え 2,300万円

助成率: 1/2

・保育遊具等購入費

助成限度額: 40万円

・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)

助成率: 大企業1/2 中小企業2/3

支給期間: 5年間

・設置費

20年度と同様

・増築費

20年度と同様

・保育遊具等購入費

20年度と同様

・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)

助成率:

5年目まで 大企業1/2 中小企業2/3

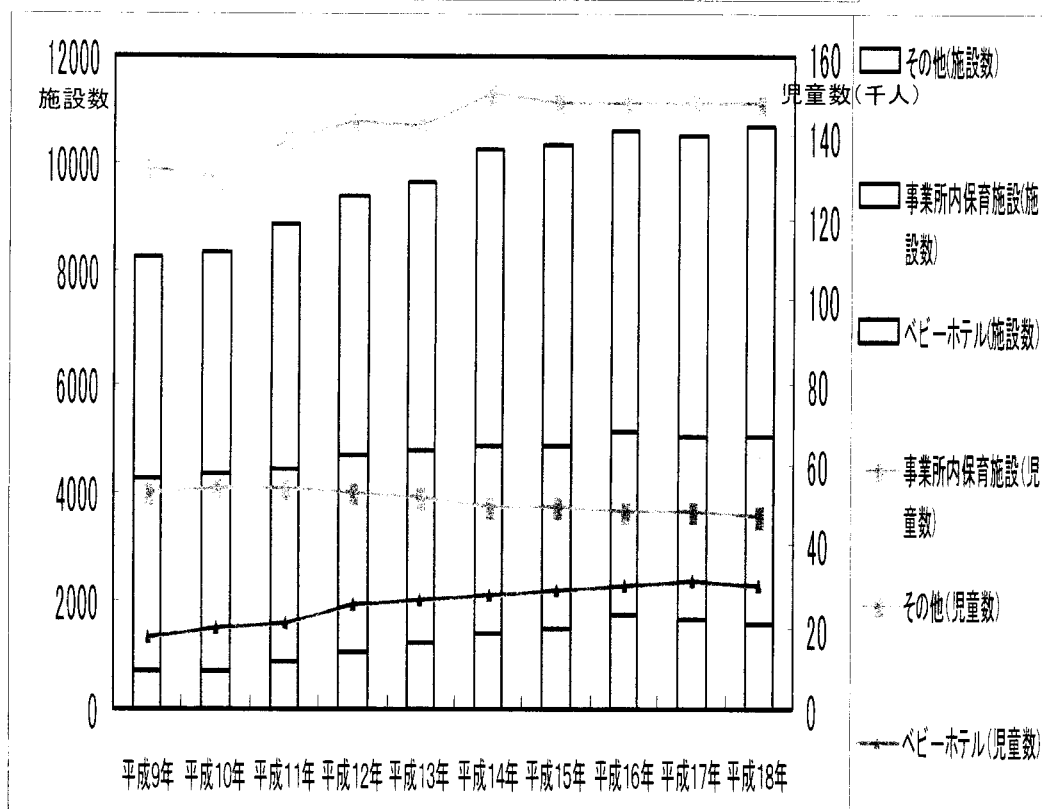
6年目以降 1/3

支給期間: 10年間

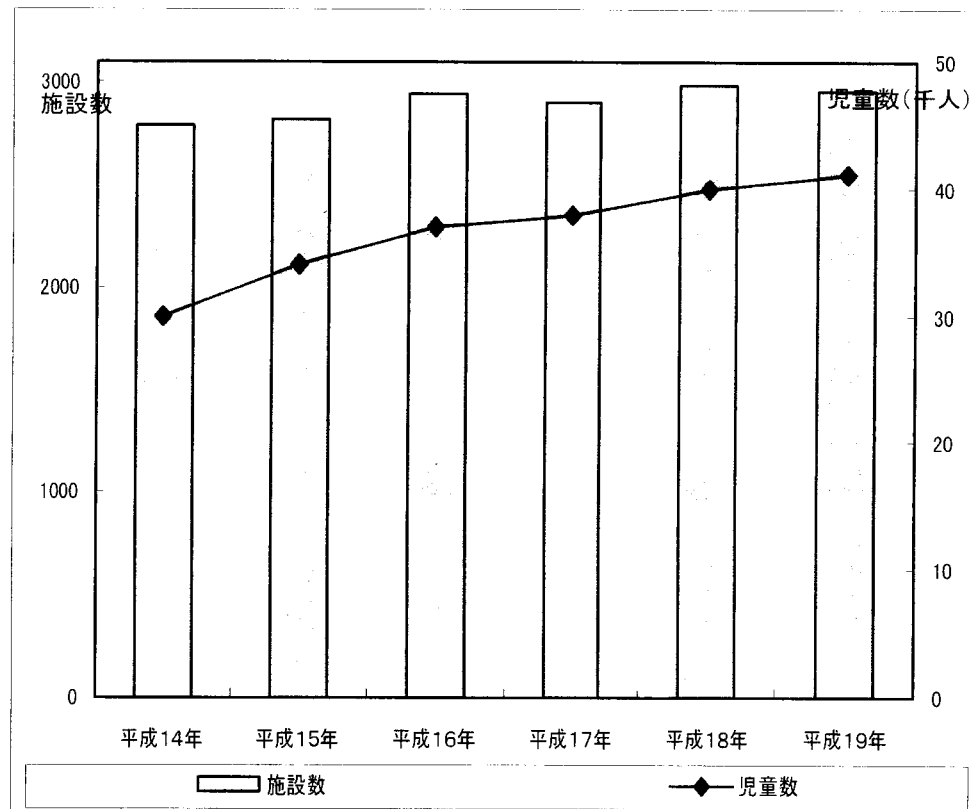
認可外保育施設数・利用児童数の推移

- 認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移



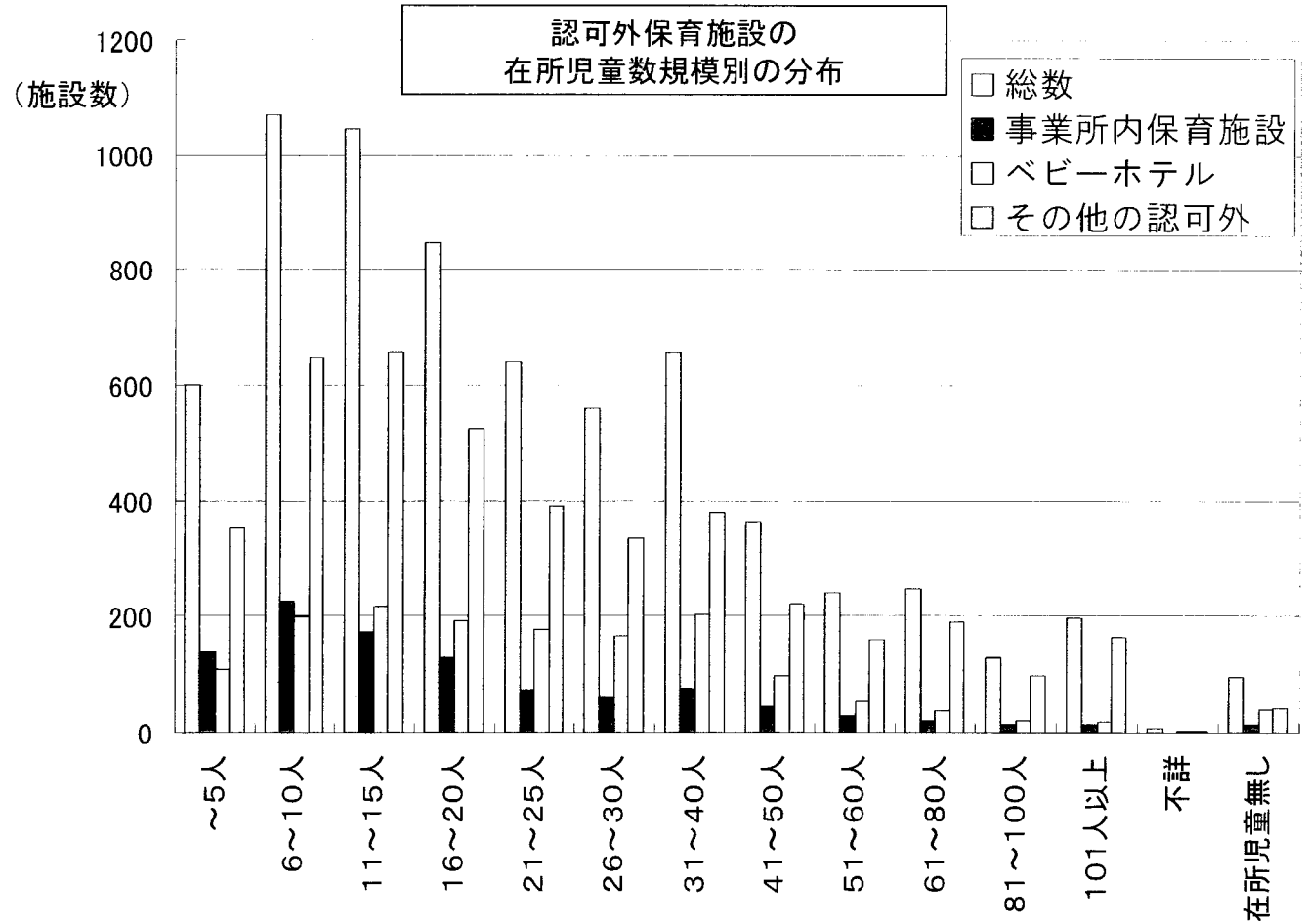
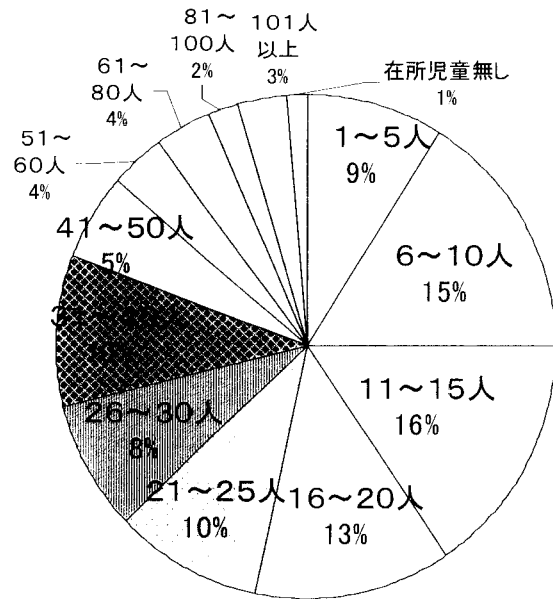
うち自治体単独保育室の推移



認可外保育施設の規模

- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。

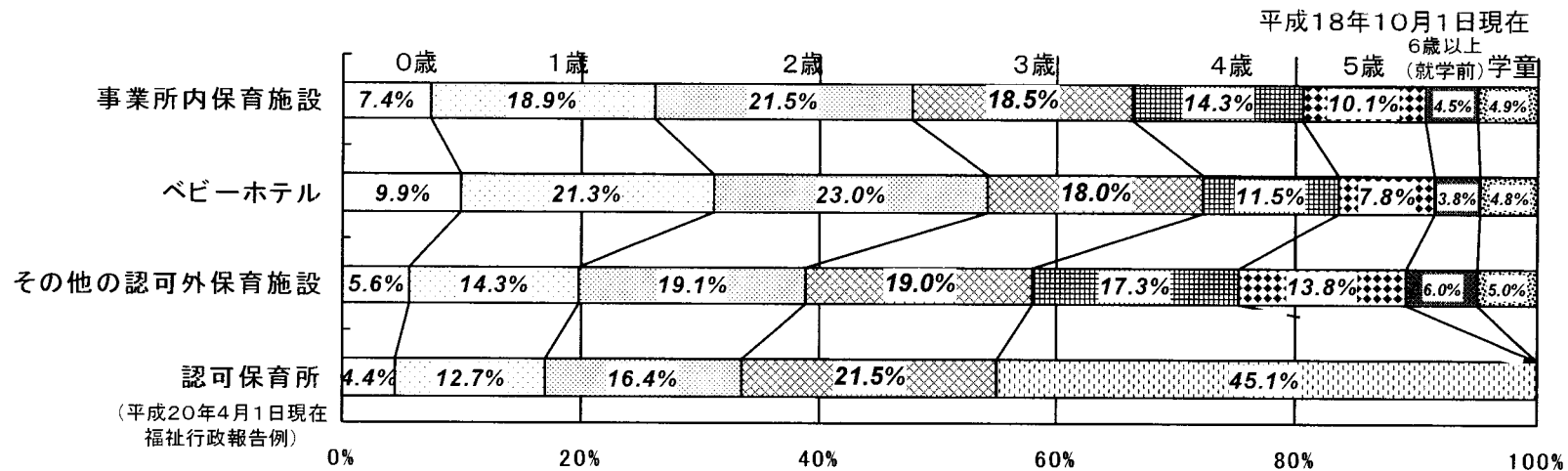
認可外保育施設の
在所児童数規模別の構成比



(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の年齢別入所児童数

○ 認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



認可外保育施設の設置主体

○ 認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

施設の類型別設置主体の状況

(単位：%、ポイント)

各年10月1日現在

	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
総数	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...
個人	56.3	58.1	△ 1.7	22.7	4.0	18.8	46.4	53.9	△ 7.5	68.1	71.3	△ 3.2
会社	26.1	23.5	2.5	40.2	51.1	△ 10.9	45.8	37.3	8.5	15.4	13.0	2.4
任意団体	3.7	5.4	△ 1.7	2.3	2.5	△ 0.2	1.6	2.9	△ 1.3	4.8	6.8	△ 2.0
その他	13.9	13.1	0.9	34.8	42.5	△ 7.7	6.2	5.8	0.4	11.7	8.9	2.8

(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

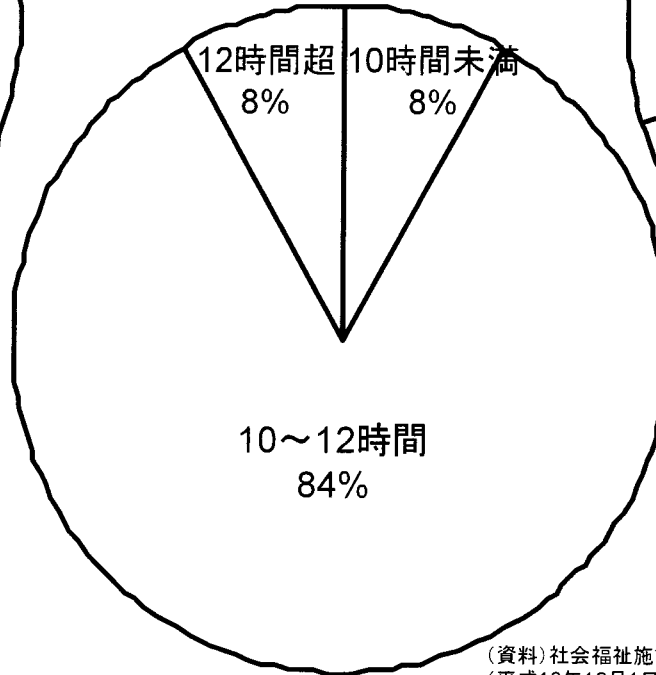
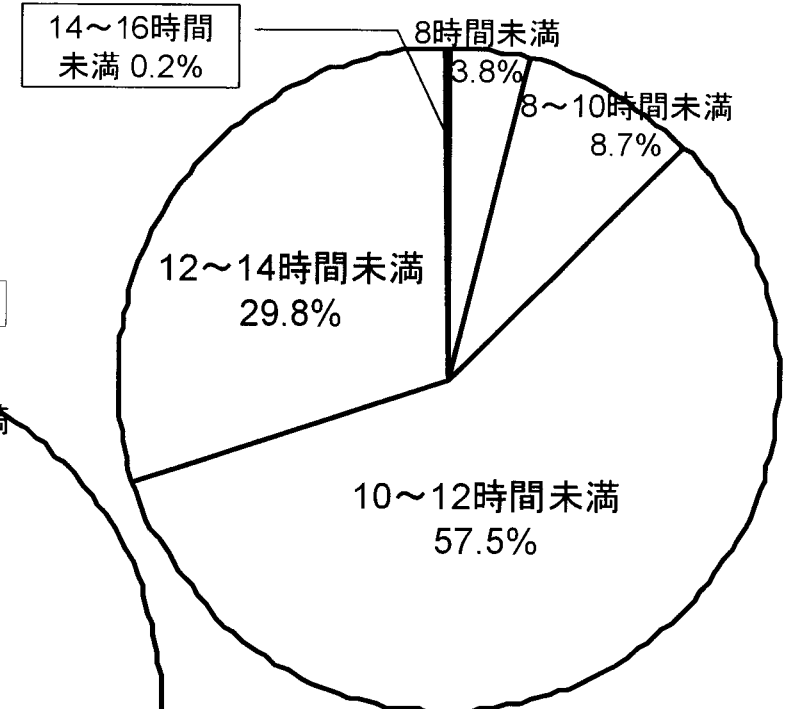
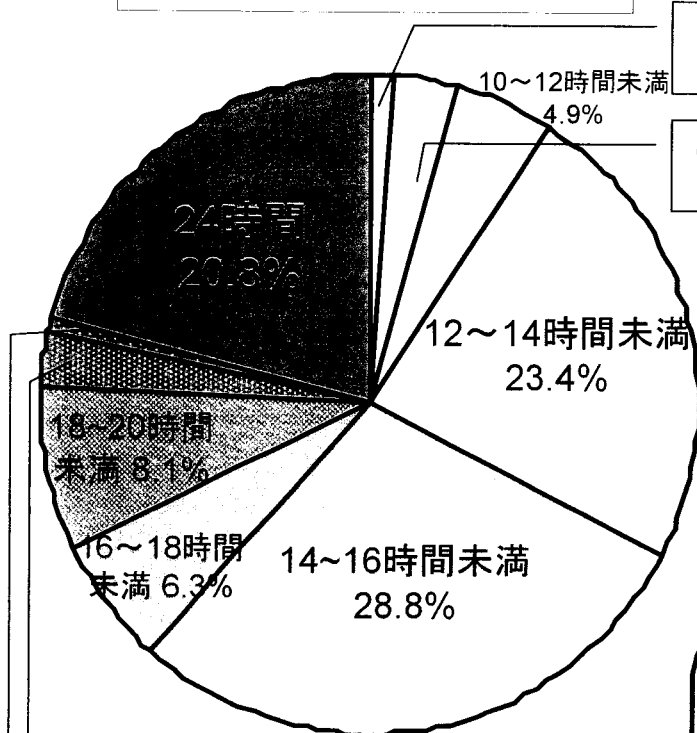
認可外保育施設の開所時間

○ 開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や夜間の保育ニーズに認可外保育施設が対応している状況が伺える。

ベビーホテルの平日の開所時間

その他認可外保育施設の平日の開所時間

認可保育所の開所時間



(資料)厚生労働省
「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

(資料)厚生労働省
「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

(資料)社会福祉施設調査報告
(平成18年10月1日現在)

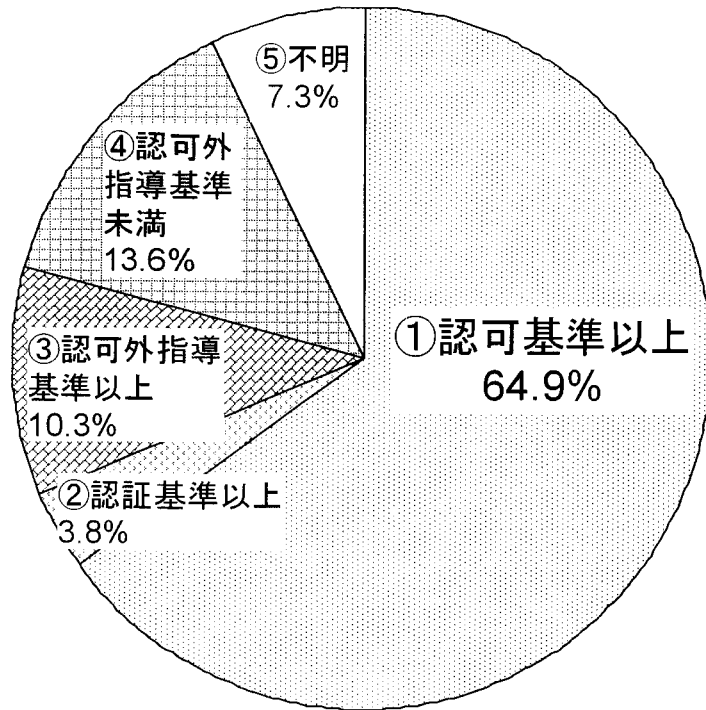
22~24時間
未満 0.9%

20~22時間
未満 2.4%

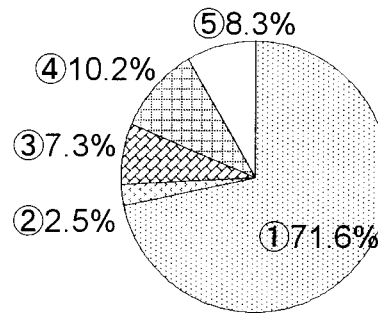
認可外保育施設の水準（面積（保育室））

○ 認可外保育施設の保育室の面積を見ると、認可基準以上相当(推計)の施設が6割以上となっている。

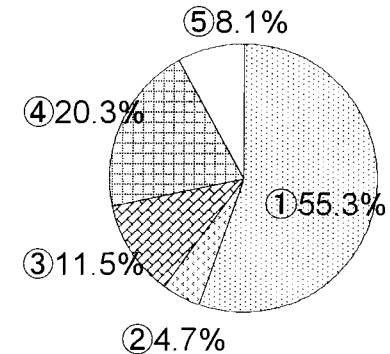
認可外保育施設全体



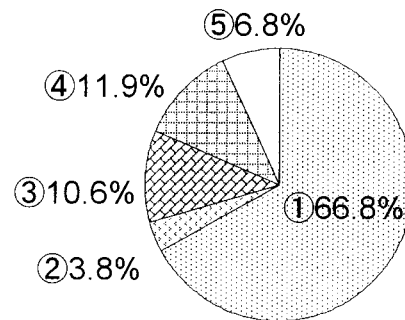
事業所内保育施設



ベビーホテル



その他の認可外



【推計の前提】

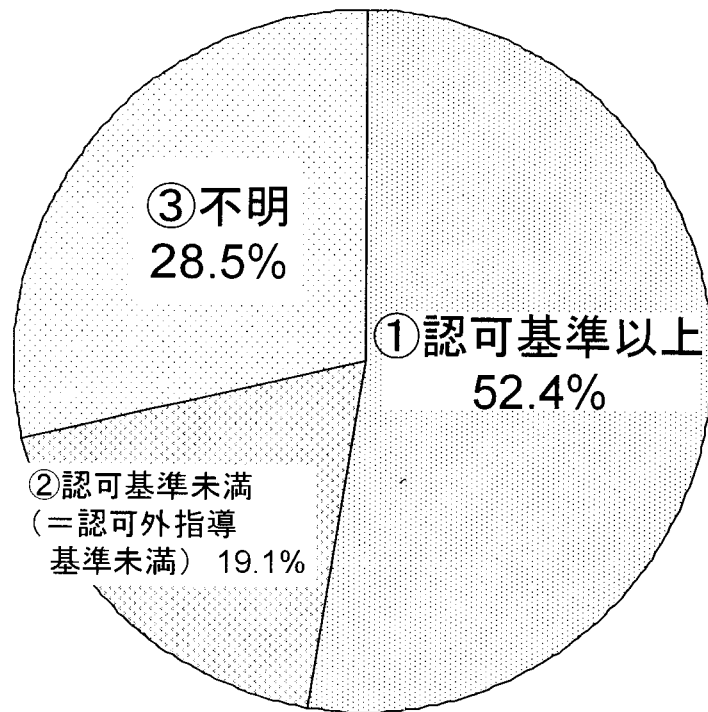
- 「①認可基準以上」…1歳児数×3.3㎡ +2歳以上児×1.98㎡以上の事業所
- 「②認証基準以上」…①未滿で、1歳児数×2.5㎡ +2歳以上児×1.98㎡以上(=おおむね東京都認証保育所や横浜保育室の基準)の施設
- 「③認可外指導基準以上」…②未滿で、1歳以上児童数×1.65㎡以上の事業所
- 「④ その他」…③未滿
- 「⑤ 不明」…保育室面積の回答がなかった施設

※ なお、最低基準上は、0歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、0歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

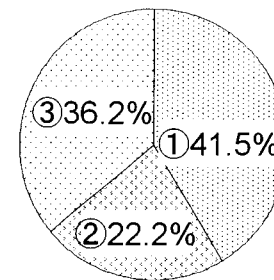
認可外保育施設の水準（面積（乳児室））

○ 認可外保育施設の乳児室の面積を見ると、認可基準以上相当（推計）の施設が5割以上となっている。

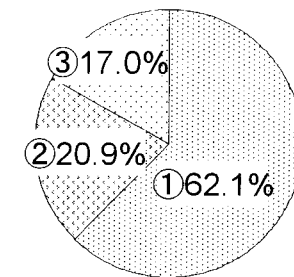
認可外保育施設全体



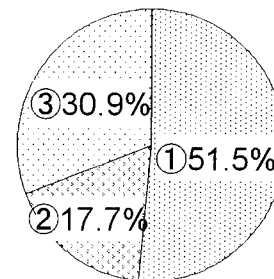
事業所内保育施設



ベビーホテル



その他の認可外



【推計の前提】

「①認可基準以上」…0歳児数×1.65㎡以上の施設

「②認可基準未満」…①未満の事業所

「③ 不明」…保育室面積の回答がなかった施設

※ なお、最低基準上は、0歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、0歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの